

平成六年度固定資産税

償却資産の申告をお忘れなく

固定資産税の償却資産とは、営業や農業等の事業に使用されている構築物・機械装置・工具器具・備品のことです。

このような事業用資産も毎年一月一日現在、当町において所有している個人・法人は地方税法により一月末日までに資産の名称・取得価格・取得年月・耐用年数等を申告しなければなりません。

これらに該当する方は、事前

多額の医療費を支払った場合

医療費控除が受けられます

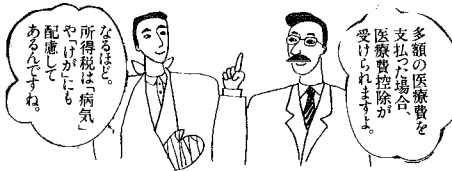
あなたが、自分や家族の病気やけがなどにより支払った医療費があるときは、次の算式によって計算した金額を、医療費控除として、所得から差し引くことができます。

●医療費控除額の計算方法

$$\begin{matrix} \text{その年中に} \\ \text{支払った} \\ \text{医療費} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{保険などで} \\ \text{補てんされる額} \end{matrix} = A$$

$$A - \begin{matrix} 10万円または \\ \text{所得の5\%} \\ \text{(どちらが小さい額)} \end{matrix} = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)}$$

(注)医療費控除により軽減される税額は、その人に適用される税率により異なります。



土地の売買には届出が必要ですよ

土地取引の価値の高騰や乱開発などを未然に防ぐため、国土利用計画法により一定面積以上の土地を取引をする場合には、あらかじめ県に届出をすることを義務づけています。まず届出は取引予定価格や利用目的を書いた知事あての届出書を役場建設課に提出してください。届出を受けた県は価格、利用目的について審査をし、適切かどうかを通知します。

一定面積以上

市街化区域	2,000㎡以上
市街化区域を除く都市計画区域	5,000㎡以上
都市計画区域外	10,000㎡以上

次の場合は届出は必要がありません。

- 農地法第三条第一項の許可を受けて行う取引。
- 相続、贈与による取引。

小須戸町宅地開発

指導要綱の設けについて

小須戸町における宅地開発に關し、一定の基準を定め適切な指導と規制を行うことにより、無秩序な都市開発を防止し、快適な生活環境を確保して秩序ある宅地開発を図ることを目的として本要綱を定めたものです。

本要綱が該当する範囲は、市街化区域内で開発面積が一千方メートル未満三百平方メートル以上が開発する場合であって、開発工事の着手する前にあらかじめ開発事業計画承認申請書を町に提出して指導を受けてください。(一千方メートル以上は従来どおりの手続きです。)

詳細については建設課開発係まで問い合わせください。

住宅金融公庫の

財形住宅融資

受付期間 平成六年三月十八日(金)まで

資格 財形貯蓄を一年以上行い、その残高が五十万円以上ある方

金利 当初金利 年四・五%とする変動金利

融資金額 財形貯蓄残高の十倍、最高四千万円まで

問い合わせ 住宅金融公庫北関東支店
TEL 0272(32)6656

平成五年の異常気象に伴い、農作物の損失額が平年における農業総収入額の10%以上の方に對する経営資金の融資制度です。

○償還期間は五年以内
○貸付限度額は二五〇万円以内
○貸付利率は年三・五%
○申請切は六月一日末日
○詳しいことは、小須戸町農業協同組合又は役場産業課へお問い合わせください。

新潟県農林水産業

振興資金(知事特認資金)のお知らせ

固定資産税の評価替えと税負担

固定資産税とは

○固定資産税とは、土地、家屋、償却資産の毎年一月一日現在の所有者が、その資産がある市町村に、その資産価値に応じて納める税です。

○固定資産税は、市町村税収入の約3割を占め、市町村民税とともに、市町村がさまざまな行政サービスを行うための重要な財源となっています。

○固定資産税のうち、土地と家屋については、三年ごとに評価替えが行われます。

次の評価替えは、平成六年度に行われます。

平成六年度の土地の評価替えは

平成六年度の土地の評価替えは平成六年度の評価替えから、土地(宅地)の評価は、土地公示価格の七割程度を目標に、評価の均衡化・適正化を図ることをしています。

〔公的土地評価相互の均衡と適正化〕

土地の価格には、公的土地評価といわれるものだけでも、①地価公示価格(国土庁土地鑑定委員会、地価調査価格(都道府県)) ②相続税評価額(国税局) ③固定資産税評価額(市町村)があります。

昭和六十三年代の急激な地価高騰の影響によってこれらの間の差が大きくなり、公的土地評価に対する国民の不信を招いていました。

そこで、平成元年に成立した「土地基本法」においては、公的土地評価相互の均衡と適正化を図ることがはっきりと定められました(土地基本法十六条)。

〔地価公示評価の一定割合(七割)を目標〕

固定資産税の土地(宅地)の評価は、この趣旨を踏まえ、地価公示価格の一定割合を目標に評価の一定割合を目標に、評価の均衡化・適正化を推進するこ

ととなりました(平成三年一月に閣議決定された「総合土地政策推進」要綱)。

この一定割合については、地価が安定していた昭和五十年代の「地価公示評価に対する固定資産税評価の割合」の実績等から七割程度とすることとされ、地方税法に基づき設置された中央固定資産税評価審議会と内閣総理大臣の諮問機関である税制調査会の承認を得た上で決められたものです。

〔評価額はどうなる〕

土地公示価格の七割程度を目標とする土地(宅地)の評価替えの結果、評価額は、かなり上昇することが見込まれます。

地域によって評価の上昇は異なりますが、全国平均では約三倍程度になると考えられます。

平成五年分事前還付申告

説明会のご案内

今回の評価替えは、基本的に評価の均衡化・適正化を図ることが目的であり、これによって増税をしようとするものではありません。

従って、納税者の税負担については、総合的かつ適切な調整措置を講じており、急激な税負担の増加をできる限り抑えることにしています。

- 税務署では、年金受給者及びサラリーマンの方で平成五年中に、医療費控除や住宅取得等特別控除などで、確定申告をすれば税金の還付が受けられる方のために、確定申告の説明会を行うこととしました。
- 該当される方は、お気軽にご利用ください。
- 〔日時〕二月三日(木)
午前十時から
午後一時三〇分から
- 〔医療費控除〕年金受給者
〔住宅取得等特別控除〕
- 持参するもの
①印鑑②筆記用具③計算器具
④支払い証明書(健康保険・生命保険・火災保険等)
- 還付金はご本人の預金口座に振込ますので、通帳の番号を調べてください。

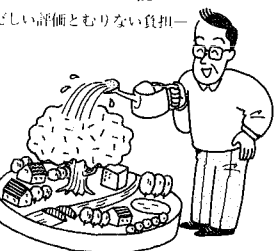
〔場所〕新津市民会館

第一会議室

平成六年度固定資産税
あなたの固定資産税
- ありがたい評価とむりない負担 -



ふるさとづくりに生かします
あなたの固定資産税
- ありがたい評価とむりない負担 -



- 持参するもの
①印鑑②筆記用具③計算器具
④支払い証明書(健康保険・生命保険・火災保険等)

○還付金はご本人の預金口座に振込ますので、通帳の番号を調べてください。